

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 25 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 13）

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

(別添)

公益社団法人	日本医師会	御中
公益社団法人	日本歯科医師会	御中
公益社団法人	日本薬剤師会	御中
一般社団法人	日本病院会	御中
公益社団法人	全日本病院協会	御中
公益社団法人	日本精神科病院協会	御中
一般社団法人	日本医療法人協会	御中
一般社団法人	日本社会医療法人協議会	御中
公益社団法人	全国自治体病院協議会	御中
一般社団法人	日本慢性期医療協会	御中
一般社団法人	日本私立医科大学協会	御中
一般社団法人	日本私立歯科大学協会	御中
一般社団法人	日本病院薬剤師会	御中
公益社団法人	日本看護協会	御中
一般社団法人	全国訪問看護事業協会	御中
公益財団法人	日本訪問看護財団	御中
独立行政法人	国立病院機構本部	御中
国立研究開発法人	国立がん研究センター	御中
国立研究開発法人	国立循環器病研究センター	御中
国立研究開発法人	国立精神・神経医療研究センター	御中
国立健康危機管理研究機構		御中
国立研究開発法人	国立成育医療研究センター	御中
国立研究開発法人	国立長寿医療研究センター	御中
独立行政法人	地域医療機能推進機構本部	御中
独立行政法人	労働者健康安全機構本部	御中
健康保険組合連合会		御中
全国健康保険協会		御中
公益社団法人	国民健康保険中央会	御中
社会保険診療報酬支払基金		御中
財務省主計局給与共済課		御中
文部科学省高等教育局医学教育課		御中
文部科学省高等教育局私学部私学行政課		御中
総務省自治行政局公務員部福利課		御中
総務省自治財政局公営企業課準公営企業室		御中
警察庁長官官房人事課		御中
労働基準局安全衛生部計画課		御中
労働基準局補償課		御中
各都道府県後期高齢者医療広域連合		御中

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 25 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 13）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和 8 年厚生労働省告示第 69 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号）等により、令和 8 年 6 月 1 日より実施することとしているところですが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添 1 から別添 2 までのとおり取りまとめましたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

(別添 1)

医科診療報酬点数表関係

【一般不妊治療管理料】

問 1 「B 0 0 1」の「32」一般不妊治療管理料、「B 0 0 1」の「33」生殖補助医療管理料及び「K 8 3 8－2」精巣内精子採取術の施設基準における「国が示す不妊症に係る医療機関の情報提供に関する事業に協力すること」とは、具体的には何を指すのか。

(答) 現時点では、令和 8 年 9 月 3 日にこども家庭庁成育局母子保健課より発出された事務連絡「不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について」が示す事業に協力することを指す。

なお、これに伴い、「疑義解釈資料の送付について(その 29)」(令和 7 年 9 月 16 日事務連絡)別添の問 4 は廃止する。

(参考)

[【事務連絡】不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について](#)

(別添 2)

訪問看護療養費関係

【包括型訪問看護療養費】

問 1 「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 8 年 3 月 5 日保発 0305 第 19 号)の「第 4 訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費の共通事項」1 の (2) において、「訪問看護ステーションと特別の関係にあり、かつ、当該訪問看護ステーションに対して訪問看護指示書を交付した医師が所属する保険医療機関等において、往診料、在宅患者訪問診療料 (Ⅰ)、在宅患者訪問診療料 (Ⅱ)、在宅がん医療総合診療料、在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料、在宅患者訪問薬剤管理指導料又は在宅患者訪問栄養食事指導料 (略) のいずれかを算定した日については、当該訪問看護ステーションは訪問看護療養費を算定できない」とあるが、当該医療機関と特別の関係にある訪問看護ステーションにおいて、包括型訪問看護療養費を算定することは可能か。

(答) 算定不可。